

令和3年1月12日

江戸川小学校保護者の皆様

新宿区立江戸川小学校  
校長 早藤 基代孝

### 緊急事態宣言の発令に伴う、今後の教育活動等について

新春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から本校の教育活動へご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、報道等でご存知の通り1都3県に対して新型コロナウイルス感染防止に係る緊急事態宣言が発令されました。本校では、発令に伴い新宿区教育委員会と十分に連携し、教育活動における制限を一部改訂いたしました。日常的な活動については、文部科学省の「学校の新しい生活様式（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル）」等に基づき、学校における感染の発生や感染拡大リスクの低減に努め、これまでと同様に教育活動を実施していきます。現時点で、臨時休業や分散登校を実施する予定はありません。

本通知の記載内容については、8月28日付や12月7日付で本校から発出した通知からの変更点を記しています。下記をご確認いただきますよう、お願いいたします。

### 記

以下の方針（行事予定等）は緊急事態宣言の期間延長や都・区の方針の変更、地域の感染状況によって変更する場合があります。また、学習活動や行事に関しては、宣言解除後に十分な準備期間等を確保することが難しい場合は、児童の安全面等を考慮して中止の判断をすることがあります。予めご承知おきください。変更があった際は、緊急メールや学年からの手紙、（本校の）ホームページ等でお知らせいたします。

#### 1 学校における教育活動全般について

##### （1）学習活動について

以下の活動については感染リスクが高い活動と判断し、緊急事態宣言が解除されるまで実施しないこととする。

- ・ グループや少人数等での話し合い活動、対面形式となるグループワーク等
- ※ マスク等を必ず着用した上で、児童・生徒の間隔を1m程度とり、5分～10分程度の短時間の活動であれば実施は可能。
- ・ 音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダーや鍵盤ハーモニカ等を含む）を用いる活動
- ※ 歌唱指導については、マスク等を着用した上で、体育館や校庭等の広い場所を使用し、児童の間隔を2m程度とることで実施は可能。対面での活動は避ける。唾液が飛散しない打楽器などの楽器は使用可能。
- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育における身体接触を伴う活動（バスケット、サッカー、ハンドボール、ポートボール等のゴール型のボールゲーム）
- ・ 児童・生徒が対面で器具等を操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察
- ※ マスク等を必ず着用した上で、児童・生徒の間隔を1m程度とり、使用する器具等を共用しない環境（あるいはその都度消毒する等）を準備できる場合は実施が可能。

## (2) 外部講師を招いた活動について

引き続き実施する。ただし、外部講師に対して事前の健康観察を依頼し、来校時も学校で検温や手指の消毒等を確実にを行う。

## (3) 学校等の行事について

### ①保護者の参観が伴う活動

緊急事態宣言が解除されるまで行わない。ただし、児童と保護者等の大人が接触しない時間帯で行う行事は実施する。

- ・ 2月20日と3月6日の公開授業と保護者会は現時点で実施予定。
- ※ 緊急事態宣言の期間が延伸した場合は、実施の可否を別途通知する。
- ・ 書初め展は児童と保護者が接触しない時間帯で設定されているため、予定通り実施する。
- ・ 新1年生保護者会は感染対策を施し、体育館で実施する。

### ②校外で行う遠足や社会科見学等の活動

遠足及び社会科見学やその他の校外で行う活動は、緊急事態宣言が解除されるまでは行わない。

※徒歩や公共交通機関、貸切バスなど移動手段を問わず全て行わない。

### ③卒業期の移動教室代替行事

現時点で、実施の可否も含めた実施計画の変更について区教委で検討中。

### ④校内で行う行事

「いわゆる3密に留意し、原則として、学年を超えない形での開催は可能とする」を継続する。

### ⑤教育委員会主催行事

- ・ 5・6年生の希望者対象「One Day 英語キャンプ」は感染対策を徹底した上で、実施する。
- ・ (令和3年度入学児童・保護者対象の)入学前プログラムは中止とする。

## 2 日常的な学校生活について

以前から行っている、三密の回避、教室等の換気、手洗いの徹底、タブレットPCの都度消毒を引き続き徹底する。

### (1) 登校時について

- ・ 下駄箱は引き続き使わずに教室で上履きに履き替える。下校時も同様。
- ・ 8:10までは校庭で整列して待つ。指示のあった学級から順番に入室する。
- ・ 教室前で担任に検温結果が書かれたカードを提出し、チェックを受けた児童から入室する。

### (2) 教室の換気について

- ・ 外に面した側の窓の一部と廊下側の天窓の一部を常時開放する。
- ・ 授業間の5分休憩と、中休み・昼休みは扉を全開放する。

### (3) 手洗いについて

以下の場合には、水と石けんでの手洗いを指導する。

- ・ 外から教室に入るとき。
- ・ 給食の前後
- ・ 掃除の後

- ・ トイレの後
- ・ 共有のものを触ったとき。

(4) その他

- ・ 給食時、マスクは食事直前に外し、食事後は速やかマスクを着用するよう指導する。
- ・ 対面しての食事はしない。会話もしないよう指導する。
- ・ 用務主事や教員による学校施設の消毒は、引き続き同頻度で行う。
- ・ 休み時間は、校庭や屋上が大人数の密集にならないように、引き続き学年ごとの割り当てに沿って遊ぶ。

3 家庭における感染症予防策のお願い

- (1) 家庭での毎朝の検温や健康観察（健康カードへの記入）を引き続き行い、児童に発熱や体調不良の症状がある場合は登校を控えるようお願いいたします。
- (2) 児童の同居する親族に風邪症状が見られた場合は、PCR 検査を受ける前であっても児童の登校・を控えるようお願いいたします。
- (3) 登校時のマスクの着用をお願いいたします。保護者の来校時もマスク着用と受付での検温（サーモカメラ）、手指の消毒をお願いいたします。
- (4) 不要不急の外出はできるだけ控えるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

副校長 森 信行

03-3266-1602